

2021年度奨学金制度について

学校推薦型選抜 [奨学生] (学校推薦型選抜における奨学金制度)

◇学納金の免除額

奨学生A：入学初年度のみ年間授業料（60万円）のうち半額（30万円）を免除

奨学生B：入学金（25万円）のうち10万円を免除

◇採用予定人数

奨学生A：ビジネス実務学科4人／美術学科2人／幼児教育学科4人

奨学生B：ビジネス実務学科8人／美術学科4人／幼児教育学科8人

◇出願資格（P10参照）

①学校推薦型選抜 [一般／専門総合学科／併設校] の出願資格に該当し、かつ「**全体の学習成績の状況**」が**3.8以上**であること。

②主たる家計支持者の年収・所得金額（前年分）が本学の定める収入基準額以下の方。

◇その他

奨学生Aとして採用されなかった場合でも奨学生Bでの採用チャンスがあります。

（学校推薦型選抜 [奨学生] で不合格となった場合は、学校推薦型選抜 [一般／専門総合学科／併設校] の合否判定を行なうことになります。入学検定料、出願書類、試験は学校推薦型選抜 [奨学生] 分のみです。）

なお、奨学生Aと奨学生Bの両方の免除を受けることはできません。

成績優秀者奨学生制度 (一般選抜・共通テスト利用選抜における奨学金制度)

◇学納金の免除額

年間授業料（60万円）のうち半額（30万円）を免除 ※2年次も継続可

◇採用予定人数（3学科合計）

10人程度

◇対象となる試験（原則）

- ・一般選抜A日程
- ・共通テスト利用選抜A日程

（B日程、C日程の入学者選抜を対象とし奨学生を採用する場合があります。）

◇2年次の採用要件（次のいずれにも該当する必要があります。）

- ①1年次の学科内の成績が上位20%以内であること。
- ②主たる家計支持者の年収・所得金額（前年分）が本学の定める収入基準額以下の方。

※手続の詳細については、成績優秀者奨学生候補となる合格者に通知します。
通知時期は「一般選抜」「共通テスト利用選抜」の合格発表日となります。

奨学生は全受験者から選考しますので、出願時に特別な書類提出は不要です。

(注) 収入基準がありますので、収入を証明する書類が必要となります。

【本学の定める収入基準について】

- 主たる家計支持者の2019年中の年収・所得金額が次の基準を満たしていること。
（なお、2019年中とは、「2019年1月1日～2019年12月31日」の期間を指します。）
- 1) 主たる家計支持者が給与所得者の場合、主たる家計支持者（1人）の2019年中の年間収入額が806万円以下であること。
（注）給与所得者の年間収入額は「所得・課税証明書」における「給与収入金額」です。
- 2) 主たる家計支持者が給与所得者以外（自営業等）の場合、主たる家計支持者（1人）の2019年中の年間収入額が320万円以下であること。
（注）給与所得者以外の年間収入額は「所得・課税証明書」における「所得金額」です。